

静岡県告示第464号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、令和2年5月26日、令和2年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。

令和2年6月23日

静岡県知事 川勝平太

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
静岡市	蒲原、清水港周辺、静岡海岸周辺の各一部	令和2年5月26日から 令和3年3月31日まで
浜松市	中区野口町、新津町、船越町、北区引佐町伊平の各一部	〃
沼津市	第2地区、東駿河湾環状線第1地区の各一部	〃
熱海市	網代の一部	〃
三島市	箱根山の一部	〃
富士宮市	大岩、淀師の各一部	〃
島田市	御仮屋町、元島田、阿知ヶ谷、道悦一丁目、川根町家山、川根町身成の各一部	〃
富士市	鈴川、前田、田子浦、依田橋の各一部	〃
磐田市	立野、虫生、掛塚の各一部	〃
焼津市	塩津、焼津、焼津二丁目、焼津三丁目、焼津四丁目、焼津五丁目、三ヶ名、下小田、田尻北、北新田、東小川一丁目、東小川二丁目、西小川一丁目、西小川二丁目、小川、小川新町5丁目、鯛ヶ島、浜当目2丁目、浜当目3丁目、浜当目4丁目の各一部	〃
掛川市	東山口、各和、杉谷、日坂の各一部	〃
藤枝市	青南町の一部	〃
御殿場市	印野、沼田、東田中の各一部	〃
袋井市	萱間の一部	〃
下田市	一丁目、二丁目の各一部	〃
裾野市	深良、岩波の各一部	〃
伊豆市	瓜生野、八木沢、冷川、天城峠の各一部	〃
東伊豆町	片瀬の一部	〃
河津町	浜、大鍋、梨本の各一部	〃
南伊豆町	湊、手石、青市の各一部	〃
松崎町	江奈、宮内の各一部	〃
西伊豆町	中、仁科の各一部	〃

清水町	新宿の一部	〃
小山町	用沢の一部	〃
森町	三倉の一部	〃
静岡県森林組合 連合会	静岡市相俣の一部 浜松市熊、春野町宮川、春野町川上、龍山町下平山、龍山町 戸倉の各一部 掛川市丹間、孕石、大和田の各一部 森町三倉の一部	〃
計	25市町1組合	